

令和4年度 地方消費税交付金（社会保障財源）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされています。

令和4年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源）の用途状況は下記のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金（社会保障財源）	354,982 千円
【歳出】	社会保障施策に要する経費	3,936,220 千円

(単位：千円)

事業名	令和4年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税 交付金 (社会保障分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	851,600	378,634	212,335		42,979	217,652
	高齢者福祉事業	34,949				5,763	29,186
	児童福祉事業	641,041	312,108	100,923	61,497	27,459	139,054
	生活保護扶助事業	334,851	265,745	3,114		10,882	55,110
	小計	1,862,441	956,487	316,372	61,497	87,083	441,002
社会保険	国民健康保険特別会計繰出事業	340,980	37,748	120,398		30,150	152,684
	介護保険特別会計繰出事業	518,500	26,776	13,388		78,880	399,456
	後期高齢者医療特別会計繰出事業	524,863		82,264		72,986	369,613
	小計	1,384,343	64,524	216,050	0	182,016	921,753
保健衛生	母子保健・健康増進対策事業	89,734	430	1,726	80,778	1,122	5,678
	予防接種事業	69,389	1,457		1,100	11,021	55,811
	病院事業会計繰出事業	530,313			83,142	73,740	373,431
	小計	689,436	1,887	1,726	165,020	85,883	434,920
合計	3,936,220	1,022,898	534,148	226,517	354,982	1,797,675	

※児童福祉事業には母子福祉事業を含みます。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源）を按分して充当しています。